資料2

魚介類の名称のガイドラインの制定経緯と概要などについて

令和６年９月３０日

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

ガイドライン制定の経緯

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

① 平成12年7月のＪＡＳ法改正により、生鮮食品に名称等の表示を義務付け。

② 魚介類には、輸入の多様化による様々な魚種の導入や、同一魚でも地域や成長段階により名称が異なる等の特有の事情が存在。

↓

③ 農林水産省に対し、消費者や関係業者から、名称に係る問い合わせが急増。

↓

④ 水産庁において、魚介類の名称の取り扱いに係る検討を開始。（平成12年）

⑤ 上記検討のため、水産庁において検討会を実施し、「魚介類の名称のガイドライン」を制定。（平成19年）

↓

「食品表示基準」の制定（平成27年）に伴い、「食品表示基準Ｑ＆Ａ」の別添として位置付けられ、現在に至る。

ガイドライン改正について①

【令和元年度】

① 平成19年に制定されて以降、内容の見直しが行われておらず、新たな魚種の輸入・流通の拡大、分類学的研究の進展による名称の変更など、 魚介類の名称を巡る状況の変化に対応できていない。

② 関係国、 関係業界から改正に係る具体的な要望あり。

③ 改正要望の適否についての検討を行うため、制定時と同様に検討会を開催し、検討

ただし、対象となる魚介類の範囲が「魚類」、「貝類」、「頭足類」、「甲殻類」など分類学的に広い分野にわたり、専門的な知見に基づく検証が不可欠であることから、改正検討作業は各分野ごとに行うことを基本とすることを確認。

④ はじめに「魚類」について改正案を検討。

・「魚類」についてガイドラインを改正（令和２年）

・（一社）魚類学会の協力を得て「魚介類の名称のガイドラインに係る魚類の新標準和名の提唱手順」に係る実施要領を制定（令和２年）

ガイドライン改正について②

【令和３年度】
・魚類に次いで改正に係る要望の強かった「甲殻類」について、関係業界からの改正要望を受け、検討会を実施し、改正案を検討。

・「甲殻類」についてガイドラインを改正（令和４年）

【令和６年度】
・検討体制を整えることができた「頭足類」について、関係業界からの改正要望を受け、改正案を検討。
・要望内容の適否に関して専門的な観点を踏まえて検討を行うため、検討会を開催。
（令和６年度魚介類の名称のガイドライン改正案検討会）

（参考）ガイドラインの構成

消費者庁
Consumer Affairs Agency, Government of Japan

① 魚介類の名称の表示に係る一般ルールを提示。

- 標準和名を基本としつつ、より広く一般に使用されている和名があれば、その名称は表示可能。
- 標準和名がない場合、その内容を最も的確に表し、一般に理解される名称を表示。 など

② 別表で、一般ルールの考え方に基づく名称を例示

- 別表１　国産の生鮮魚介類の名称例
- 別表２　海外漁場魚介類及び外来種の名称例